

区民会議について

**区民会議とは、
区民が主体となり、区民の視点から、
誰もが暮らしやすい地域社会を目指して、
地域課題を解決するために、
話し合いや調査を行う会議です。**

根拠条例

川崎市区民会議条例、同施行規則

委員構成・活動期間等（条例第4条・第5条）

- ・ 中原区内の様々な市民活動団体や住民の代表20人
- ・ 第6期は団体推薦14名、公募2名、区長推薦4名が参加します。
- ・ 1期の任期は2年間です。第6期の任期は平成28年7月～平成30年6月。
- ・ 委員の中から委員長1名、副委員長2名を互選により選出します。

参与（条例第9条）

- ・ 中原区選出市議会議員及び県議会議員が参与として、全体会議等に参加します。審議内容や経過について、意見やコメントをいただくことがあります。
- ・ 第6期の参与は13名

会議・開催回数等

以下の会議を適宜開催し、審議を進めます。

- ・ 全体会議（年4回）
検討テーマの現状把握・意見交換等を行う会議
- ・ 運営部会（年3回）
検討テーマの選定、活動事例の調査・検討等を行う会議
- ・ 課題調査部会（年4回）
検討テーマに関する地域課題解決策の具体的な検討・まとめを行う会議

検討テーマ選定のポイント

- | | |
|------------------|------------------|
| ① 区の特徴や現状＝中原区らしさ | ④ 実現性＝担い手・費用・手段 |
| ② 区民会議として＝意義や妥当性 | ⑤ 話題性＝当事者性・ニュース性 |
| ③ 緊急・優先性＝深刻度、機会 | ⑥ 共感性＝やってみよう／みたい |